

令和7年度 付加価値向上チャレンジ企業 公募要領

令和7年4月1日制定

宮崎県商工観光労働部企業振興課

1 事業の目的

人やブランド、知財などの無形資産や有形資産への果敢な投資を通じた価値向上に資する成長戦略を描き、労働生産性の向上を目指すとともに、人的資本経営を志向し、従業員の所得向上を目指し、将来、本県の地域経済をけん引する役割を担うことが見込まれる企業（付加価値向上チャレンジ企業）の育成を図ることを目的とします。

2 選定までの流れ

(1) 申請書の提出

選定を希望する企業は、「付加価値向上チャレンジ企業選定申請書」を公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）に提出

(2) 審査

- ① 書面審査（申請件数に応じて、申請書に基づく審査を実施します。）
- ② 経営者によるプレゼンテーション審査（①書面審査で採択された企業のみ審査を実施します。）

(3) 選定及び選定証の交付

審査の結果、付加価値向上チャレンジ企業に選定された企業に対し、選定証を交付します。

3 付加価値向上チャレンジ企業選定要件

付加価値向上チャレンジ企業の選定要件は以下のとおりです。

- ① 従業員の所得向上に向けて、付加価値や労働生産性を向上させるなどの目標が明確であり、その実現に向けた中長期事業戦略・経営計画を有しているまたは検討されているとともに、一定程度その実現が見込まれること。

具体的には、確定した直近の決算期と比べて、支援期間内（令和9年度まで）に労働生産性が向上するとともに、賃金が15%以上向上する見込みになっていること。

※ 労働生産性＝付加価値額÷従業員数

付加価値額＝売上高－（売上原価＋販管費）＋給与総額＋租税公課

※ 賃金とは、賃金、給与、各種手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対価として事業主が従業員に支払う全てのもの

- ② 人的資本経営を志向し、自社の事業戦略に連動した人材戦略を有している、またはその必要性を理解し、戦略の策定について検討されていること。
- ③ 経費削減や労働環境改善のため、業務プロセスの効率化や省力化に取り組んでいる、または取り組む予定であること。
- ④ 事業遂行のための組織体制・内部管理体制が構築されていること、またはその構築の必要性を理解し検討していること。

- ⑤ 経営者の資質（人望・熱意・手腕）が高く、経営者としての魅力を感じる企業であること。
- ⑥ 10年後の宮崎県を担う企業としての強い成長意欲があること。

4 申請者の要件

付加価値向上チャレンジ企業の選定を申請する者は、以下の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 原則として、売上高30億円未満で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。ただし、次の①から③のいずれかに該当する者は、実質的に大企業である者とみなして対象から除きます。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除きます。以下同じ）が所有している中小企業等
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ③ 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (2) 県内に本社（本社機能を有する場合を含む。）を有する中小企業等であり、今後10年間以上県内に本社を有する見込みがあること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する事業者、又は重大な法令違反があるなど社会通念上認定にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなします。
- (7) 確定した直近の決算期において、債務超過の状態にないこと。ただし、確定した直近の3決算期において連続して営業利益がプラスの場合や、大規模設備投資を実施した場合など、特段の理由がある場合を除く。

5 申請書の提出

(1) 申請期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）17時（必着）まで

(2) 提出書類（正本１部、副本１部）

①	付加価値向上チャレンジ企業申請書鑑	様式第１号	紙媒体での提出
②	特別徴収実施確認・開始誓約書	様式第３号	
③	誓約書（暴力団関係）	様式第４号	
④	納税証明書（県税に未納がないことの証明） （交付申請日以前３か月以内のもの。写しでも可。）	県の証明書	
⑤	履歴又は現在事項全部証明書 （交付申請日以前３ヶ月以内のもの。写しでも可。）	－	
⑥	直近３期分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表等） 及び直近の合計残高試算表	任意様式	
⑦	会社案内等会社の概要が分かる資料	任意様式	紙媒体及び 電子データでの 提出
⑧	事業計画書、売上利益計画書	様式第２号	

(3) 提出方法

① 紙媒体

郵送または持参

※ 郵送の場合、配達証明など配送記録が残る方法を必ず利用してください。

② 電子データ（事業計画書、売上利益計画書のみ）

メールアドレスに送信

(4) 提出先

〒880-0811 宮崎市錦町１番１０号 KITENビル７階
公益財団法人宮崎県産業振興機構 企業成長促進室
メールアドレス kigyoseicho@mepo.or.jp

(5) 留意事項

- ① 原則Ａ４サイズでの提出をお願いします。
- ② 虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ③ 不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ④ 提出に関する費用は、応募者の負担とします。
また、提出された書類等は返却しませんので、原本の控えをお備えください。
- ⑤ 応募期間終了後は受理できません。

6 選定後の支援

付加価値向上チャレンジ企業として選定を受けた企業（以下「選定企業」という。）に対しては、機構が持つ支援施策を重点的・集中的に活用し、事業計画の達成に向けて支援します。

【支援対象企業に対する支援内容】

経営戦略や人材戦略等の策定支援及び実装支援等の伴走支援を行う「プロジェクトマネージャー」が、次に掲げる支援等を行います。

- ① 訪問等によるヒアリング調査等
- ② 支援対象企業の課題等を踏まえた事業計画や戦略の整理
- ③ 抽出・整理した課題等への対応方針の企業への提供
- ④ 課題内容に応じた適切な支援機関へのマッチングなど、新たなビジネスモデル実現に向けた総合調整
- ⑤ 人材育成・確保に関する支援を行う「産業人材育成コーディネーター」と連携した人材育成計画の策定等

7 その他

(1) 機構への報告等

選定企業は、定期的に事業計画に対する進捗状況を書面又は来所による説明により報告していただきます（様式等詳細は別途ご案内します）。

また、機構が必要に応じて、実地調査等を行うことがあります。

(2) 支援の公表

機構が選定企業に実施した支援内容や支援成果等は報告会等で公表することとしています。

(3) 選定の取消

次のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがあります。

- ① 「4 申請者の要件」の(1)から(7)を満たさなくなったとき。
- ② 確定した直近2決算期において、連続して債務超過の状態になったとき。
- ③ 虚偽の申請により選定を受けたとき。
- ④ 選定企業としてふさわしくない行為があったとき（例：県等の補助金等の不正受給等）。
- ⑤ 選定企業から、計画の中止、中断、廃止の申し出があったとき。
- ⑥ 機構による支援の効果を阻害する行為等、計画の達成を困難にし、継続した支援の実施に大きな支障が生じたとき。

問合せ及び提出先

公益財団法人宮崎県産業振興機構企業成長促進室

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル7階

TEL：0985-77-5563（月～金曜日 8：30～17：15 ※祝日を除く）

FAX：0985-77-5564

E-mail：kigyoseicho@mepo.or.jp